

やま ぐち とし ろう
山 口 俊 郎

学位の種類 博士（教育学）
学位記番号 教第77号
学位授与年月日 平成9年2月5日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項目核当

学位論文題目 言語発達遅滞児の治療教育に関する研究
一言語習得の重篤な障害児の長期観察一

論文審査委員 （主査）
教授 永 淵 正 昭 教授 村 井 憲 男
教授 菅 井 邦 明

論文内容の要旨

重度の言語発達遅滞は運動型や感覚型など雑多なタイプがあるものの、古くから発達性失語という呼称のもとでまとめられてきた。これまでの研究では個々のタイプがばらばらに記述され、それもほぼ10歳ぐらいまでの学童期に限られていた。筆者は過去20年間にわたる言語発達遅滞児に対する療育実践の中から、15歳の中学校修了まで毎週観察できた症例を中心として、言葉だけではなく運動や行為、描画や構成といった学習、あるいは「ごっこ遊び」などの象徴機能の発達、さらには思考の発達を観察し分析した。その結果、言語面で経験的になされてきた運動型と感覚型という2大分類に対応する発達の全領域を通しての特徴を明らかにすることができた。特に後者ではこれまで記載の少なかった感覚失語型の特徴を詳細に報告した。最後に学習障害との関係にも触れた。

論文の内容はおよそ次の通りである。第1章では、これまで発達性ないしは先天性失語症として報告されてきた重度の言語発達遅滞についての研究の中から重要な研究を詳しく紹介し、そして最後に、本論文の目的を明らかにした。第2章では、筆者が大阪YWCAことばの学校で行っている実践を報告し、その理念と方法を紹介するとともに、長期間にわたって経過観察のできた26症例についてまとめ、第3章では、そのうちの典型的な5症例について詳しい報告を行った。

第4章は、症例1の言語発達の様子を8歳10ヵ月から15歳1ヵ月にわたる期間の音声テープの記録をもとに詳細にたどったものである。初めて明瞭な単語を発することができたのが8歳4ヵ月であったが、小学校6年生で養護学校から普通学校へ転校した頃から急速に発達し、その後、中学校入学後はのべつまくなく喋る多弁型へと変化していった。本症例の言語発達を大久保の健常幼児の言語発達に照らし合わせると、ほぼ同様の経過をたどったことが明らかになった。また、本症例における助詞や接続詞の機能的発達の特徴や疑問表現の発達と構文の発達を分析した。

第5章では、表出には障害がなく流暢に喋れる感覚型、特に感覚失語型の症例における理解の障害を分析した。まず、症例2の7歳から18歳にわたる会話のやり取り分析を行い、このタイプでのやり取りは基本的にはエコラリーや見かけの疎通性に留まっていることを明らかにした。次に、基本的に理解は幼児の段階を越えることはないものの、生活年齢の増加に伴い言葉に対する態度は変化することを強調した。また、これらの症例の理解障害は、言語でのやり取りばかりでなく、社会的なコミュニケーション態度にも及んでいることを明らかにした。最後に、運動型での理解障害にも触れた。

第6章では、言語発達遅滞児は言語だけでなく、他の種々の領域にも障害を示すことを、多動、周囲への関心、運動の遅滞、利き手、リズム、描画、構成などの「言語障害児の言語外症状」という観点から分析した。第7章では、象徴的行為や「ふり」が困難であると言われている言語発達遅滞児のうち症例1の象徴的身振りの検査（Galifret-Granjon）から「ごっこ遊び」への発達過程を詳細にたどった。そして「ふり」から「ごっこ遊び」が可能になり、それと並行して言葉の上でも大きな変化が観察された。

第8章は、言語発達遅滞児では認識の操作的側面と形象的側面に発達レベルの不一致があるということを、ピアジェ課題を用いて分析した。症例1では、遅れていた形象的側面が10歳後半と12歳後半に急速に発達して操作的側面に追いついたことが言葉の面での大きな変化をもたらしたことを観察した。感覚型タイプでは言語指示が多いピアジェ課題は困難であったので、操作的知能の基礎構造を「個々バラバラに内化されていた心的活動を一つのまとまった体系に組織化する能力」と捉え、二要素交替パターンの再生や二重交替課題を行ったが、内在する規則性を発見するのが困難であることが明らかになった。

第9章では、これまでの章の結果の全体的なまとめと考察を行った。第1は、重度の言語発達遅滞と診断できる年齢、対象児の知能、原因に関することについてである。特に言語発達遅滞の原因を微細脳機能障害に求める考えがあるが、それには批判的な観点から、発達過程にある子供では脳損傷と症状との直接的な因果関係を問題とすることができないことを論議した。第2は報告した典型例の記述から、運動型と感覚型それぞれのタイプの言語と言語外症状の特徴を整理して呈示した。第3は種々の言語外症状と認識の操作的側面との解離の問題はただ単に言語発達遅

滞児だけの問題ではなく、非言語学習障害とされている発達性行為障害（不器用）にも共通している問題なので、それらを総合的に捉える観点を議論し、両者はそれぞれ全く異なった症候群ではなく、共通のスペクトラムの中に入る症候群であると考えられることにも言及した。最後に雑多な類型を含む言語発達遅滞症候群を、言語症状だけからの分類ではなく、知能、外界に対する興味、学習の仕方などの要因を考慮に入れて、より治療教育に役立つ分類方法を提言した。

論文審査結果の要旨

本論文は、20年間にわたる言語発達遅滞児に対する療育実践のうち、幼時期から15歳の中学校修了まで毎週観察できた子どもを中心として、言語だけでなく運動や行為、描画や構成といった学習あるいは「ごっこ遊び」などの象徴機能や思考の発達過程を観察し分析したものである。

まず文献考察で、言語発達遅滞児の基本的な障害として、狭義の言語障害の外に、概念発達の遅滞、学習方略の異常、情報処理系の速度と能力の制約を挙げている。そしてこれに関連する障害として、後天性小児失語と自閉症の共通点と相違点を検討し、前者は狭義の言語理解は比較的良好だが、会話全体の理解は困難であること、後者は常に理解障害と非言語性実用機能の障害を伴っていることを明らかにしている。次に、発達性言語障害と診断された26名（4～15歳）について、20年間の療育実践をまとめているが、特に5名について詳細な検討がなされている。その際、言語発達遅滞を発話障害を主とする「運動型」と理解障害を主とする「感覚型」に分けて比較している。そして言語のみでなく、運動や行為、あるいは認識の領域にも種々の障害を示すことから、「言語外症状」という観点でも検討しているが、この言語外症状を観察・検査するだけで、運動型と感覚型に大別することが可能であることを明らかにしている。

この療育実践から以下のことを指摘している。1.多くの例で4～5歳にかけて大きな変化がみられることから、特異的言語発達遅滞の診断は5～6歳で行うのが妥当である。2.通常の知能検査を用いると、言語発達遅滞児の知能が低く評価される傾向がある。一般的に運動型では動作性知能は正常範囲を示すことが多く、感覚型では言語を必要とする検査で低くなりやすい。3.発達過程にある子どもでは脳損傷と症状との直接的な因果関係は論じがたい。4.運動型は学習効果がみられるのに対して、感覚型はその効果が劣る。

本研究は経過観察が主体で、聴覚、視覚等の機能検査に欠ける点は否めない。しかし、従来の言語発達遅滞に関する研究はせいぜい10歳頃までの学童期に限られるものがほとんどであったが、本論文は、幼児期から15歳の中学卒業まで指導を含めた経過観察をまとめたものであり、ここで得られた成果は今後の障害児教育に貢献するところが大きい。

よって学位（教育学）を授与するに相当と認める。